

## 第4章 計画の進行管理

# 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各部門の横断的連携と市民・事業者との協働による推進が不可欠です。そのために、鎌ヶ谷市環境審議会をはじめ、市民・事業者・行政がそれぞれ主体的に本計画の施策に取り組めるよう、相互の協力体制の確立を目指します。

## ● 鎌ヶ谷市環境審議会

環境審議会は、環境保全に関する事項を調査・審議する機関として設置されており、公募による市民、各種団体の代表、学識経験者などから構成されています。審議会では、本計画の施策・事業の実施状況や成果指標達成度を確認し、意見を述べます。また、計画の改定にあたっては、その内容について審議します。

## ● 環境基本計画情報共有会議

環境基本計画情報共有会議は、本計画の施策や事業を全庁的に推進するために適時開催される、関係所属担当者の会議です。庁内の各所属が担当する施策・事業の実施状況や成果指標達成状況の確認のほか、分野横断的な施策における課題の共有や、実施方針の検討、連絡調整等を行います。

## ● 市民、事業者との交流会等

本計画の推進にあたって、環境に関する活動の輪をより多くの市民や事業者に広めていくため、市民と市民団体間の交流や、市民・事業者・行政の相互の交流を活性化させることを目的に、各主体が相互に情報交換するとともに、協働事業等を企画・検討する機会として、交流会等を定期的で開催します。

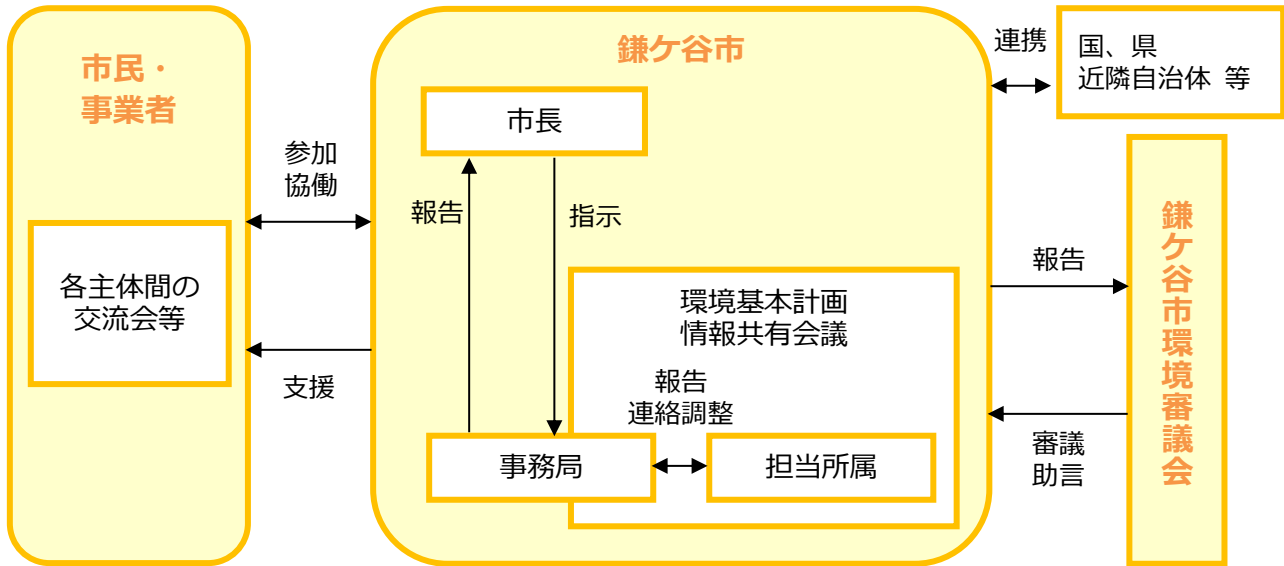
## ● 広域な連携

本計画の施策・事業の推進にあたって広域的に取り組むことが必要な課題について、国、県及び近隣自治体等との連携を図ります。

## ● 事務局

事務局（市民生活部環境課）は、本計画の進行管理全般に関する事務を担います。本計画に掲げる施策・事業における各所属の取組みを促進するとともに、本計画の施策・事業の実施状況や成果指標達成状況を取りまとめ、報告・公表します。

計画の推進体制



## 2 計画の進行管理

計画を市民・事業者・行政の協働により着実に推進し、進行管理を行うため、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action）を繰り返す、PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

また、計画の施策・事業の実施状況や成果指標の達成状況は、鎌ヶ谷市環境審議会に報告するとともに、市民・事業者との交流会などの機会を通じて、市民・市民団体や事業者からの意見把握に努めます。

### PDCA サイクルによる計画の進行管理

